Vol.56
令和8年11月

弟子屈町公式チャンネル便り

9月公開のおすすめ動画3選！

摩周ジャガーズ
全道大会で優勝！

町で活動する少年野球チームの摩周ジャガーズが、札幌で行われた全道少年軟式野球大会で見事優勝しました！釧路管内のチームが優勝するのは40年ぶりの快挙。選手と監督からメッセージをいただきました！

中心市街地複合施設
工事現場に潜入！

着実に工事が進む複合型地域観光交流拠点施設の工事現場に潜入してきました。現場近くを通るとついつい気になるあの大きなクレーンは、何のために使用されているのか…!?動画でぜひご確認ください！

絶景の中から
移住情報をお届け

町公民館では、スポーツを誰でも楽しめるようにスポーツ用品の貸出を無料で行っています。今回はパークゴルフの道具を借りて９００ｍ単原に移動、絶景の中パークゴルフを楽しみながら移住情報をお届けします！

YouTube
チャンネル登録はこちら！

取材問い合わせ先／まちづくり政策課政策調整係
☎482−2913（課直通）

弟子屈高校のいまが分かる！弟高ニュース

「第51回強歩遠足が開催されました!」 vol.27

10月10日、弟高の伝統行事である強歩遠足が開催されました。深夜に学校を出発する70kmコースと、朝に川湯駅前を出発する35kmコースに分かれ、生徒たちは完歩を目指しました。当日は天候に恵まれ、摩周湖第３展望台からは日の出や屈斜路湖を覆う雲海、屈斜路湖畔ではオオハクチョウの鳴き声など、阿寒摩周国立公園の雄大な自然を満喫しながら歩みを進めました。

昨年の強歩遠足は近隣でのヒグマ出没により残念ながら中止となったことから、実施にあたっては万全を期して臨みました。ヒグマとの遭遇リスクを減らすため、生徒・教職員がヒグマの生態や習性を事前に学び、当日の夜間はPTAや地域の皆さんによる引率に加え、役場の協力でパトロール車が帯同。日中も生徒が離れて歩かないよう集団行動を徹底し、安全を最優先に実施しました。

多くの方々の支えにより無事に開催できました。ご協力・ご声援いただいた皆さんに、心よりお礼申し上げます。

地学協働コーディネーター　萩原寛暢・川上椋輔

摩周湖第３展望台で夜明けを迎えました

互いに声を掛け合う姿が印象的でした

エコのすすめ

COOL CHOICE

COOL CHOICE（クールチョイス）とは…

地球温暖化を防止するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、『賢い選択』をしていこうという国民運動です。

小さなことからコツコツと!!

環境に配慮した行動と選択の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

衣類・布類の分別方法変更について

今までは対象となる衣類・布類については全てひとまとめに回収を行っていましたが、11月より「タオル類（バスタオル・フェイスタオル・ハンドタオル・タオルケット）」を分別して回収することとなりました。

町役場・川湯支所・美留和処理場には新たに「タオル類」の回収ボックスを設置しますので、分別のご協力をお願いします。

※注意：雑巾やウエス（業務用の拭き取り布）として使用したタオル類についてはリサイクルできないため、「可燃ごみ」で出してください。

現　在

対象の衣類・布類を全てひとまとめにして回収ボックスに投入

変更後

11月より

「タオル類」と「衣類・布類」に分別して回収ボックスに投入

※詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係☎４８２-２９３４（課直通）

犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬・飼い猫の放し飼いや、フンの放置による苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

●犬を飼っている方

- 飼い犬には生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院などで予防接種をした場合は、必ず役場環境生活課生活係まで届け出てください。
- 犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- 散歩に連れていくときは必ずリードを付け、フンは放置せずに必ず持ち帰りましょう。
- 飼い犬が亡くなったときは、役場環境生活課生活係までご連絡ください。また、引っ越しをしたときは転出先の役所まで届け出てください。

●猫を飼っている方

- 猫を放し飼いにすると近所トラブルにつながることがありますので、室内で飼育しましょう。
- 猫には名札付きの首輪などを付けて、世話をしていることを明らかにしましょう。

●犬猫などの餌やりについて

- 野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすことになります。飼い主としての責任が持てないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。
- ペットに与えた餌は放置せず、食べ残した餌は片付けましょう。飼い犬や飼い猫などに与えた餌を放置しておくと、野犬や野良猫が食べにくることがあります。

●生き物を飼うときは最後まで

- 飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼育する義務があります。飼い主の都合でペットを捨てることは「犯罪」となりますので、最後まで責任を持ちましょう。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係☎４８２-２９３４（課直通）